	工事設計書	桑名広域清掃事業組合
工事名	照明器具及び自火報感知器 更新工事	課長
工事場所	員弁郡東員町大字穴太 桑名市多度町力尾字沢地 地内	課長補佐課長補佐
T #40	契約の日より	兼係長
工期	令和8年3月24日 限	設 計
概要	高天井用照明器具更新(LED化) 47台 「プラスチック圧縮梱包施設高天井用照明器具更新(LED化) 7台 「管理棟」 自火報 煙感知器更新 10個 「リサイクルプラサ゛」	

	設	計	書	用	紙		No.	1
	工	事	内	訳	書	-		
工事名	照	明器具及	び自火報原	以知器 更新	新工事			
工事費								
	内				訳			
工事価	格							
消費税相当	額							
工事	費							

		凯	計		書		用	剎	£		No.	2
用途	名 称	仕	様	員	数	単位	単	価	金	額	摘	要
I	直接工事費											
I -1	照明器具更新工事				1	式						
I -2	感知器更新工事				1	式						
I -3	直接仮設工事				1	式						
I -4	撤去材処分費				1	式						
	Iの計											
П	共通仮設費				1	式						
Ш	現場管理費				1	式						
IV	一般管理費等				1	式						
	(合計)工事価格				1	式						
	消費税相当額				1	式						
	総合計(工事費)				1	式						

	П		設	計		書		用	糸	氏		No.	3
用设	全 名	称	仕	様	員	数	単位	単	価	金	額	摘	要
I -:	照明器具更新	工事											
			高天井用 10007	形,11000 lm									
	照明器具A		電源内蔵型			12	台						
			高天井用 1500分	形,16000 1m									
	照明器具B		電源内蔵型			32	台						
			高天井用 2000分	形,20800 1m									
	照明器具C		電源内蔵型			3	台						
			高天井用DL, LED1				<i>t</i> .						
	照明器具D		電源内蔵型,埋油			7	台						
	│ │撤去費		安定器内蔵型器			1	<u>+</u>					1	
l 			オートリーラー	· <u>+</u>		1	式						
												-	
												1	
												1	
											•••••	1	
	I -10)計											

				2 計		書		用	刹	£		No.	4
用途	名	称	仕	様	員	数	単位	単	価	金	額	摘	要
I -2	感知器更新工事												
	煙感知器E		験機能付,露	スポット型,自動試出型,ベース共		9	個						
	煙感知器F		光電式スポット型,露出型,~	型, 2種, 非蓄積 ベース共		1	個						
	撤去費		煙感知器			1	式						
	試験費		自火報試験,	消防手続共		1	式						
	I −2の計												

	Ш		設	計		書		用	紐	ŧ		No.	5
用途	名	称	仕	様	員	数	単位	単	価	金	額	摘	要
I -3	直接仮設工事												
	仮設物費1		高さ10m未満,くさ 手すり先行型,W	=900		242	m²						
	仮設物費2		高さ20m未満,くさ 手すり先行型,W			1939	m²						
	機械賃借料		高所作業車,作業	美床高 12m		1	式						
	I −3の	<u></u>										1	

		設	計		書		用	糸	£		No.	6
用途	名 称	仕	様	員	数	単位	単	価	金	額	摘	要
I -4	撤去材処分費											
	集積運搬処分	金属くず			1	式						
	廃棄物リサイクル料	廃水銀灯			1	式						
	I -4の計											



桑名広域清掃事業組合

案 内 図

暴力団等の排除措置に関する特記仕様書

(目的)

第1条 この特記仕様書は、桑名広域清掃事業組合が締結する契約等に係る暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)の不当な介入等を排除することにより、契約の適正な履行を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この特記仕様書における用語の意義は、桑名広域清掃事業組合の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成26年桑名広域清掃事業組合告示第9号。以下「暴力団等排除措置要綱」という。)第2条に定めるところによる。

(通報義務)

- 第3条 受注者は、暴力団等による不当介入を受けた場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。
- (1) 暴力団等による不当介入を受けた場合は、毅然とこれを拒否し、速やかに、警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 前号の通報及び協力を行った場合は、速やかに、その内容を管理者等発注者に報告すること。

(資材購入等の禁止)

第4条 受注者及び下請負人等は、資材販売業者若しくは廃棄物処理業者又はその役員等が暴力団等と認められる場合は、当該資材販売業者若しくは廃棄物処理業者から資材等を購入し、 又は廃棄物処理施設若しくは廃棄物処理業者を使用してはならない。

(違反に対する措置)

- 第5条 受注者が前2条の規定に違反した場合は、情状により、次の各号の措置を講じることがある。
 - (1) 指名停止又は文書注意 暴力団等による不当介入を受けたにもかかわらず、第3条の規定に違反した場合は、指名停止又は文書注意を行う。
 - (2) 暴力団等排除措置要綱第5条の規定により、契約を解除する。

(契約期間の延長等)

- 第6条 暴力団等による不当介入を受けたことにより、契約期間内に履行することが困難な場合は、管理者等発注者と協議すること。
- 2 受注者が第3条の規定に違反していた場合は、前項の規定にかかわらず、情状により、契約期間の延長等の措置を講じないことがある。この場合において、受注者は、履行遅滞の責を免れない。

(その他)

第7条 この特記仕様書に定めるもののほか、暴力団等排除措置要綱の規定により、必要な措置を講ずるものとする。